

2016年6月21日 全9頁

法律・制度 Monthly Review 2016.5

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
小林 章子

[要約]

- 5月の法律・制度に関する主な出来事と、5月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 5月は、金融庁が「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」の第1回会合を開催したこと（16日）、確定拠出年金法等の一部改正法が成立したこと（24日）、FinTechや仮想通貨等に関する銀行法等の一部改正法が成立したこと（25日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○5月の法律・制度レポート一覧	2
○5月の法律・制度に関する主な出来事	2
○6月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック	
仮想通貨を巡る制度整備	5
○レポート要約集	8
○5月の新聞・雑誌記事・TV等	9
○5月のウェブ掲載コンテンツ	9

◇5月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
13日	法律・制度 Monthly Review 2016.4 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	15
19日	流通・取引慣行ガイドライン改正案 ～セーフ・ハーバー ～「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の 指針」の改正案～	堀内 勇世	その他法律	6
20日	仮想通貨を巡る制度整備 ～資金決済法の改正案～	横山 淳	金融制度	17

◇5月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
2日	◇日本証券業協会（日証協）、NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISAに関するQ&Aを更新。口座開設時のマイナンバーの取扱いについてのQ&A等を追加。
3日	◇米連邦準備制度理事会（FRB）、デリバティブ契約等におけるいわゆるステイ規制の導入を提案する方針を発表。リーマン・ショックを踏まえ、銀行破綻時に取引相手からの担保請求を一定期間規制し、金融機関の清算を可能とするもの。一部の米銀行持株会社及び主要外国銀行の米国部門が取り扱う新規契約全てに適用される。
5日	◇米財務省、金融機関に取引先企業の真の所有者の確認を義務付ける規則を導入。資金洗浄・脱税の防止を目的とするもの。
9日	◇証券監督者国際機構（IOSCO）、「『商品デリバティブ市場価格への倉庫及び受渡施設の影響』に関する報告書」を公表。 ◇米国財務会計基準審議会（FASB）、「顧客との契約から生じる収益（Topic606）」に関する狭い範囲の改善を公表。
10日	◇金融庁、「熊本地震による金融機関等の報告の提出期限等に係る特例措置について」を公表。 ◇財務省、ベルギー王国政府との間で新租税条約の実質合意に至った旨公表。 ◇米国公開会社会計監督委員会（PCAOB）、監査責任者名等の開示規定について、米国証券取引委員会（SEC）の承認を得た旨を公表。監査責任者の開示については2017年1月31日以降に発行する報告書、他の監査事務所の開示については同年6月30日以降に発行する報告書から適用される。 ◇米財務省、オンライン融資（Online Marketplace Lending）に関する白書を公表。中小企業向け融資及び売却済み融資債権に関して透明性向上を求める。
11日	◇第10回OECD税務長官会議（FTA）が中国・北京に於いて開催（13日まで）。BEPSや共通報告基準（CRS）等の国際課税のアジェンダについて意見交換。 ◇PCAOB、監査報告の強化に関する監査基準の再公開草案を公表。
12日	◇日証協、「社債市場の活性化に向けたフォーラム」を開催。 ◇FASB、「のれんの減損テスト」の簡略化（第2ステップの廃止）を提案（コメント期限は7月11日まで）。
13日	◇金融審議会の「市場ワーキング・グループ」の第1回会合が開催。座長は神田秀樹・学習院大学法科大学院教授。 ◇金融庁、「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件」告示の一部改正案を公表（意見募集は6月13日まで）。

13日	◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正案を公表。「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部改正法を踏まえた改正。
16日	◇金融庁、「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」の第1回会合を開催。座長は福田慎一・東京大学大学院経済学研究科教授。 ◇米財務省及び米国証券取引委員会（SEC）、米国金融取引業規制機構（FINRA）に対し、米国債市場での現物取引に関する報告を加盟企業に義務づけるよう要請。 ◇米国のFRB、SEC及び連邦預金保険公社等の6団体、金融機関における不適切なリスクを負うようなインセンティブ報酬に対する規則案について、コメント募集を開始（コメント提出期限は7月22日まで）。
17日	◇平成28年度補正予算（一般会計・特別会計）が成立。
18日	◇欧州理事会と欧州議会、MIFID II 及び MIFIR の実施の1年延期について合意。MIFID II のローライゼーションの開始期限は2017年7月3日、MIFID II 及び MIFIR の適用は2018年1月3日からとなる予定。 ◇FASB、「顧客との契約から生じる収益（Topic606）」に関する技術的な修正案を公表（コメント期限は7月2日まで）。
19日	◇金融庁金融研究センター及びグローバル金融連携センター、シンポジウム「日本及びアジアにおける地方創生に貢献する金融業のあり方」を神戸に於いて開催。 ◇英国財務報告評議会（FRC）、6大監査事務所（BDO、デロイト、EY、グラントソントン、KPMG、PwC）に対する監査品質レビューに関する報告書を公表。
20日	◇ミャンマーのヤンゴン証券取引所、第2号銘柄として「ミャンマー・ティラワ SEZ ホールディングス社」の株式を上場。
23日	◇財務省、パナマ共和国政府との間で租税情報交換協定の実質合意に至った旨公表。 ◇IFRS 財団評議員会、解釈指針委員会メンバーとして2名（Yang Zheng 氏、Bertrand Perrin 氏）を選任（任期は2016年7月1日から3年間）。 ◇国際監査・保証基準審議会（IAASB）、監査報告に関する IAASB と PCAOB との間の比較表を公表。
24日	◇確定拠出年金法等の一部改正法が可決・成立（施行は原則平成29年1月1日）。 ◇米国商品先物取引委員会（CFTC）、米国の銀行の海外子会社の国際的スワップ規制を強化する規則を施行。親会社の保証の付かないスワップを規制対象とする。
25日	◇情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部改正法が可決・成立（公布は6月3日）。FinTech・仮想通貨に関する制度整備、マネー・ローンダリング対策等の内容。 ◇国税庁、マイナンバーの本人確認書類に関する告示を一部改正・施行。 ◇消費者契約法の一部改正法が可決・成立。 ◇金融安定理事会（FSB）、報告書「シャドーバンキング主体のためのFSB政策枠組みの実施に関するテーマ別レビュー」を公表。
27日	◇厚生労働省、確定給付企業年金法施行令等の一部改正案について意見募集を開始（意見提出期限は6月26日まで）。 ◇金融庁、NISA口座の利用状況に関する調査結果を公表。平成27年末時点で約999万口座、買付額約6.4兆円強、残高約4.86兆円。 ◇日本公認会計士協会（JICPA）、IT委員会実務指針第4号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」及びIT委員会研究報告第34号「IT委員会実務指針第4号『公認会計士業務における情報セキュリティの指針』Q&A」の改正公開草案を公表（意見提出期限は6月27日まで）。 ◇公正取引委員会、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」を改正。 ◇G7伊勢志摩サミットの成果として「G7伊勢志摩首脳宣言」公表。税に関する情報の透明性向上に向けた施策策定の再確認などが盛り込まれる。
30日	◇金融庁、「NISA特設ウェブページ」を公表。

◇JICPA、「不正な財務報告及び監査の過程における被監査会社との意見の相違に関する実態調査」を公表。
◇JICPA、国際監査基準（ISA）610号（改訂）「内部監査の利用」の翻訳完了を公表。

◇6月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2016年 (H28)	7月1日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、現行の30歳未満の者から50歳未満の者に拡大。
	9月1日	◇非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制について、段階的実施が開始。変動証拠金は2017年3月1日、当初証拠金は2020年9月1日にかけてそれぞれ段階的に実施される。
	10月1日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。 ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部改正法が施行。 ◇消費者の財産的被害の回復裁判手続（いわゆる日本版クラスアクション）制度が開始。 ◇「商業登記規則」等の一部改正省令が施行。
	12月31日	◇同日時点の財産債務調書から、マイナンバーを記入。
2017年 (H29)	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。 ◇非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。 ◇個人型の確定拠出年金について、公務員・専業主婦（主夫）・企業年金加入者等の加入が可能となる。
	1月	◇国の機関について、個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携を開始（予定）。 ◇マイナンバーに関する情報提供システム「マイナポータル」利用開始（予定）。
	3月15日	◇マイナンバーを記載した所得税の確定申告書の初の提出期限。
	4月1日	◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の60%→55%）。 ◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始。
	6月3日	◇「消費者契約法」の一部改正法が施行。
	7月	◇地方自治体について、マイナンバーを利用した情報連携を開始（予定）。
	10月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。
2018年 (H30)	1月?	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけ開始。
	1月1日	◇個人型及び企業型の確定拠出年金について、掛金の拠出限度額が月単位から年単位に変更。
	4月1日	◇(2018年4月1日以後開始事業年度より)法人税率が23.4%から23.2%に引き下げ。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の55%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。
	9月30日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	10月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。 ◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。
2019年 (H31)	10月?	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ（予定）。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入（予定）。

※原則として、5月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3月末決算法人の例を記載。今回新規に追加・変更したものは太字で記載。

◇今月のトピック

仮想通貨を巡る制度整備

～資金決済法の改正案

2016年5月20日 横山 淳

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160520_010904.html

1. 仮想通貨を巡る制度整備の概要（全体像）

(1) 改正のポイント

- ①「仮想通貨」の定義（⇒ 2.）
- ②仮想通貨交換業に対する登録制の導入（⇒ 3.）
- ③仮想通貨交換業者に対する規制（利用者保護のためのルールの整備等）の整備（⇒ 4.）
- ④マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策（⇒ 5.）
- ⑤認定資金決済事業者協会の見直し（自主規制）（⇒ 6.）

(2) 仮想通貨を巡る制度整備の背景

- (a) マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策の国際的な要請
- (b) 国内における仮想通貨の交換所の破綻事案の発生

2. 「仮想通貨」とは（「仮想通貨」の定義）

(1) 資金決済法上の「仮想通貨」

具体的には、次の①又は②に該当するものが、資金決済法上の「仮想通貨」とされている（銀行法等改正法案による資金決済法2条5項）。

- ①物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（注1）（注2）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- ②不特定の者を相手方として①に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

（注1）電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限る。

（注2）本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産（本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるものが行われることとされている資産のこと）を除く。

3. 仮想通貨交換業に対する登録制の導入

(1) 「仮想通貨交換業」とは

- ①仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換
- ②上記①の行為の媒介、取次又は代理
- ③上記①②の行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること

(2) 「仮想通貨交換業」の登録制

(3) 登録手続、登録拒否要件など

4. 仮想通貨交換業者に対する規制（利用者保護のためのルールの整備等）の整備

(1) 仮想通貨交換業者に対する行為規制など

- ①情報の安全管理（銀行法等改正法案に基づく資金決済法 63 条の 8）
- ②（仮想通貨交換業の一部を第三者に委託した場合）委託先に対する指導（同 63 条の 9）
- ③利用者の保護等に関する措置（同 63 条の 10）
 - 取り扱う仮想通貨と本邦通貨・外国通貨との誤認防止のための説明
 - 手数料その他の仮想通貨交換業に係る契約内容についての情報提供
 - など
- ④利用者の金銭・仮想通貨の分別管理、分別管理の状況についての公認会計士・監査法人の監査（同 63 条の 11）
- ⑤指定仮想通貨交換業務紛争解決機関（注）との契約締結義務等（同 63 条の 12）

（注）仮想通貨交換業務に関する金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）について、内閣総理大臣の指定を受けた紛争解決機関（ADR機関）のこと。仮想通貨に関する制度の整備に伴い、仮想通貨交換業務に関する金融ADR制度も導入されている（銀行法等改正法案による資金決済法 99 条～101 条など）。

(2) 仮想通貨交換業者に対する監督

- 仮想通貨交換業者に対する帳簿書類の作成・保存義務（銀行法等改正法案による資金決済法 63 条の 13）
- 仮想通貨交換業者による事業報告書等（注）の内閣総理大臣への提出義務（同 63 条の 14）
- （監督当局による）仮想通貨交換業者に対する立入検査等（同 63 条の 15）
- 内閣総理大臣による仮想通貨交換業者に対する業務改善命令、業務停止命令、登録取消しな

どの処分（同 63 条の 16～19）

（注）事業報告書（仮想通貨交換業に関する報告書）には、財務に関する書類、（財務に関する書類についての）公認会計士・監査法人の監査報告書などの添付が求められる。

5. マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策

- ①口座開設時における本人確認等（銀行法等改正法案に基づく犯罪収益移転防止法 4 条）。
- ②本人確認記録、取引記録等の作成・保存（同 6、7 条）
- ③疑わしい取引の届出等（同 8 条）
- ④上記①～③の措置を的確に行うための体制整備（同 10 条）

6. 自主規制

7. 施行日（予定）

◇施行の際、現に仮想通貨交換業を行っている者は、施行日から起算して 6 か月間（注 1）（注 2）は、仮想通貨交換業を行うことができる。

◇上記により仮想通貨交換業を行うことができる場合は、その者を（改正後の資金決済法に基づく）仮想通貨交換業者とみなして、改正後の資金決済法に基づく規定を適用する。

（注 1）その期間内に（改正後の資金決済法に基づく）登録の拒否又は業務の全部廃止命令があった場合は、その日まで。

（注 2）その期間内に（改正後の資金決済法に基づく）登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの期間。

※なお、上記銀行法・資金決済法の改正法（情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律）は、平成 28 年 5 月 25 日に参議院で可決・成立した（P. 3 参照）。

◇レポート要約集

【13日】

法律・制度 Monthly Review 2016.4

～法律・制度の新しい動き～

4月の法律・制度に関する主な出来事と、4月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

4月は、ジュニアNISAが開始されたこと（1日）、金融庁が「金融システムの安定に資する総損失吸収力（TLAC）に係る枠組み整備の方針」を公表したこと（15日）、「ディスクロージャーワーキング・グループ」の報告書が公表されたこと（18日）、「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」の報告書が公表されたこと（21日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160513_010886.html

【19日】

流通・取引慣行ガイドライン改正案～セーフ・ハーバー

～「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の改正案～

公正取引委員会は、2016年3月28日、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（「流通・取引慣行ガイドライン」）の改正案を公表し、4月26日まで意見を募集していた。

流通・取引慣行ガイドラインは、わが国の流通・取引慣行について、どのような行為が、公正かつ自由な競争を妨げ、独占禁止法に違反するのかを具体的に明らかにしたものである。

現行の流通・取引慣行ガイドラインの第1部と第2部には、事業者が「市場シェアが10%未満」かつ「順位が上位4位以下」であれば、通常違反とならないとされている場合がある。

『市場シェアが10%未満』かつ『順位が上位4位以下』の部分で、「市場シェアが20%以下」と改正することが提案されている。いわゆるセーフ・ハーバーの改正が提案されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160519_010899.html

【20日】

仮想通貨を巡る制度整備

～資金決済法の改正案～

2016年3月4日、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

同法案には、金融審議会のワーキング・グループなどでの議論を踏まえて、仮想通貨に対応する資金決済法等の改正が盛り込まれている。

具体的には、①仮想通貨交換業に対する登録制の導入、②利用者保護のための仮想通貨交換業者に対する規制の整備、③マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策などである。

公布日から起算して1年以内の政令指定日からの施行が予定されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160520_010904.html

◇5月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
日本経済新聞 (5月11日付朝刊8面)	パナマ文書に関してコメント	吉井 一洋
NHK BS1 「経済フロントライン」 (5月14日放送)	パナマ文書と租税回避	吉井 一洋
週刊エコノミスト (5月24日号)	世界中で課税強化 ～各国が協力して徴税網を構築 「BEPS」と「CRS」が武器に	吉井 一洋
日本経済新聞 (5月25日付朝刊3面)	ガバナンスと社外取締役 に関してコメント	横山 淳
週刊東洋経済 (5月28日号)	パナマ文書公開が迫る 海外戦略の練り直し	吉井 一洋
週刊エコノミスト (5月31日号)	伊勢志摩サミット～世界的税逃れ防止策 日本が主導できるか	吉井 一洋
Financial Adviser (6月号)	シンクタンク研究員による 読み解き！最新制度 Vol.15 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換	鳥毛 拓馬

◇5月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
5月11日 掲載	コラム：ソブリン・リスクの見直しの動き、徐々に進行 http://www.dir.co.jp/library/column/20160511_010873.html	鈴木 利光
5月19日 掲載	コラム：日本国憲法は9条のみにあらず http://www.dir.co.jp/library/column/20160519_010894.html	吉井 一洋